第二十条　法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、船舶所有者は、第六号書式による届出書二通を提出し、その一通をもつて海員名簿に代え、雇入契約の終了の届出をすることができる。

第二十三条　船員の乗組みを同一船舶所有者に属する二以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶の全てについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

一・二　（略）

②　（略）

③　所轄地方運輸局長は、第一項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、法第六十七条第一項の記録簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

④　（略）

（報酬支払簿）

第四十二条　船舶所有者は、法第五十八条の二の規定により、第十六号の三書式による報酬支払簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、報酬支払簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。

②　報酬支払簿は、最後の記載をした日から五年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

（特別の必要がある場合の時間外労働）

第四十二条の九　法第六十四条第二項の国土交通省令で定める特別の必要がある場合は、次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める時間は、一日についてそれぞれ当該各号に定める時間とする。

一　船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき　四時間

二　防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業に従事するとき　当該作業に従事するために必要な時間

三　航海当直の通常の交代のために必要な作業に従事するとき　一時間

四　通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令（外国の法令を含む。）に基づく手続のために必要な作業に従事するとき　二時間

五　事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき　二時間

（労務管理記録簿）

第四十五条　法第六十七条第一項の記録簿には、少なくとも次に掲げる事項（第四十二条の十二に掲げる船舶にあつては第四号に掲げる事項、第四十二条の二第三項の場合にあつては第五号イ及びロに掲げる事項を除く。）を記載するものとし、その様式は、第十六号の五書式とする。ただし、次に掲げる事項を記載することができる別の様式を使用することができる。

一　（略）

第二十条　法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、船長は、第六号書式による届出書二通を提出し、その一通をもつて海員名簿に代え、雇入契約の終了の届出をすることができる。

第二十三条　船員の乗組みを同一船舶所有者に属する二以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

一・二　（略）

②　（略）

③　所轄地方運輸局長は、第一項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、休日付与簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

④　（略）

（報酬支払簿）

第四十二条　船舶所有者は、法第五十八条の二の規定により、第十六号の三書式による報酬支払簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所に備え置かなければならない。ただし、報酬支払簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。

②　報酬支払簿は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

（特別の必要がある場合の時間外労働）

第四十二条の九　法第六十四条第二項の国土交通省令で定める特別の必要がある場合は、次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める時間は、一日についてそれぞれ当該各号に定める時間とする。

一　船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき。　四時間

（新設）

二　通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令（外国の法令を含む。）に基づく手続のために必要な作業に従事するとき。　二時間

三　事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき。　二時間

（船内記録簿）

第四十五条　法第六十七条第一項の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。ただし、第四十二条の十二に掲げる船舶にあつては第二号を、第四十二条の二第三項の場合にあつては第三号イ及びロを省略することができる。

一　（略）